

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年9月22日(水曜日)  
午前9時33分～午前10時17分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長                    田 原 義 寛 副 委 員 長  
              荒 山 光 広 委 員                    三 好 睦 子 委 員  
              秋 枝 秀 稔 委 員                    藤 井 敏 通 委 員  
              岡 村 隆 委 員                    石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
              竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員  
              石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長                    阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長  
              篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
              波 佐 間 敏 副 市 長                    志 賀 雅 彦 市 民 福 祉 部 長  
              西 田 良 平 建 設 農 林 部 長                    福 田 泰 嗣 市 民 課 長  
              古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長                    古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長  
              中 村 壽 志 農 林 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時33分開会

○委員長（杉山武志君） おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案4件につきまして審議いたしますので、御協力よろしくお願いたします。

議長、報告等ございましたらお願いたします。

○議長（竹岡昌治君） 特にございませぬ。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは、審査を始めます。最初に、議案第65号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第65号美祢市手数料条例の一部改正について御説明をいたします。

このたびの改正は、手数料条例第2条関係別表（その1）のうち、個人番号カードの再交付の項を削除するよう改正するものであります。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律——これは番号法といいますが、これによる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——これは番号利用法といいます。この改正により、本年9月1日より地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行当人を担うことが明確化されたところですが、このことにより、個人番号カードの再発行につきましては、これまで市区町村で手数料を定め徴収をしておりましたが、同機構が総務大臣の認可を受け手数料を定め、徴収事務につきましては市区町村長に委託をして行う形に位置づけが改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 質問が4点あるので、3回までしか言えないので一括でちょっと質問いたします。

1番目として、今まで800円の手数料でしたが、市の収入になっていたのですが、

これからは、この地方公共団体情報システム機構の収入になるということでしょうか。

2番目が、地方公共団体情報システム機構と市との関わりについて。

3番目が、今までのマイナンバーカードの交付率と再交付の件数についてお尋ねします。

それと、4番目として、マイナンバーカードの利用範囲が広がるんですが、なくなったということも考えられますが、そのときの手続はどうすればいいのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます。これまで市の収入になっていたが、これからは地方公共団体情報システム機構の収入になるかということでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、これは機構のほうの収入ということになります。

それに関しての機構と市との関係性でございます。これは、機構のほうで総務大臣の認可を受けて手数料を定めております。これは、これまでと変わらず800円でございます。それを広報をするという事務につきましては、各市区町村に委託という形をとります。そういう中で、収受ということになるわけでございますけど、その徴収した手数料をどうするかというところでございますが、これは地方自治法の第235条の4第2項の規定に基づきまして、歳入歳出外現金として収受、保管をするようになります。

機構のほうからは、今の予定では年度末に請求があり、それを受けて支払いというような流れというふうになっておるところでございます。

それから、3番目になります。マイナンバーカードの交付率、それと再交付の件数でございます。

マイナンバーカードの交付率は、令和2年度実績で申しますと5,998枚ということになります——累計でございますが。普及率としては25.9%でございます。現在、直近でいいますと令和3年の8月末で集計をしておりますが8,381枚、普及率は35.9%ということになっております。

この8月時点、今年度入りまして5か月でございますが、前年度の年間交付枚数が2,274枚、これを既に上回っておりますね。5か月で2,383枚ということで、今年

度になってかなり急激に増えておるとい状況でございます。

再交付の状況でございますが、再交付につきましては令和2年度は多く、30件ございました。令和3年度につきましては、8月までは市の収入となりますが、これは5件でございます。9月からはどうかといいますと、これは実際はございません。そういった状況でございます。

それから、マイナンバーカードをなくしてしまった場合をどうするかというところでございます。これは、まず2通りあるかと思います。

1つは、御自宅の中で、どこに大切に保管して、どこにしまったか分からないというパターン。それともう1つは、外に出て紛失をしたっていうか、分からなくなったというパターンがございます。前者の御自宅の場合は、またごゆっくり探していただくということになりますが、問題は外で紛失をしたというところでございます。この場合は、直ちに——コールセンターというものを先ほど言いました機構が設けております。コールセンターにまず連絡をしていただいて、マイナンバーカードを一時停止するという作業が必要でございます。これはホームページ等にも書いておりますが、マイナンバー総合フリーダイヤルというのがございまして、0120-95-0178という番号、これにかけていただきますと24時間365日の受付をしておりますので、こちらでまず一時停止をするという作業が必要でございます。

そして、次に必要なのは、最寄りの警察署に届けるということです。遺失物の届出を行うということになるかと思います。それをさせていただきますと、次は、市の窓口に来ていただくようになります。見つかる場合もございしますが、もう見つからない、見つかるめどが立たないという場合は再交付の手続になります。それは、市の窓口のほうでお手続をしてもらおうようになります。

見つかった場合でございますけど、その間に再交付の手続をしてない場合は、一時停止を解除するというやり方がございしますが、その間にもう停止をしてしまったという場合は、再交付という手続に、またこれはなろうかというふうに思っております。

質問は以上であったと思っております。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません。ちょっと終わりの辺ちょっとよく——何かほかのことを考えておったんですすみません。

見つかったときは、元のを戻すんですか。再交付をして、前のは——とかく探し物して、もうないわと思って次の出したら、買ったり何だり、見つかったら前のが、なくなったのがぽっと出てくることが多いんですけど。その出てきたときのものはどうするんですか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

まず、紛失をして届けがあります。先ほど申しましたとおり、その間に再交付の申請、新たにまた作りますよという申請をしたら、それは見つかったものは必ず届けていただいて、それをもう破棄するような手続になります。再交付をしてない場合は、見つかったらそのカードを持って、それが継続的に使えますよという手続きをするようになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。 そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対します。次の理由です。

業務は自治体の窓口任せで、手数料は地方公共団体情報システム機構ということで——に、手数料はそのほうにいくと。市の収入にはならないということ。

2点目は、少ない職員で、地方公共団体情報システム機構、これは国の仕事の代行と思いますが、国の仕事の代行までしていて、職員の負担が重くなると思います。幾ら財政支援交付金——交付税ですか、幾ら入るか分かりませんが、それが入るといっても明確ではないと思います。

職員の負担が重くなると思うので、この2点についての理由で反対いたします。

○委員長（杉山武志君） 申し訳ありません。ここでちょっと暫時休憩いたします。

午前9時44分休憩

-----  
午前9時55分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

三好委員、何かございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど、反対意見を述べましたが、この意見について訂正いたします。

○委員長（杉山武志君） はい、承知いたしました。ほかに御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第65号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第59号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億161万2,000円とするものであります。

それでは、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出では、6款諸支出金・2項繰出金・1目直営診療施設勘定繰出金において、繰出金を440万円減額しております。

次に、ページを戻りまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入では、3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金において、特別調整交付金分を歳出と同額の440万円減額をしております。

これは、国民健康保険直営診療施設であります、美祢市立美東病院の医療環境の整備を目的として、全身用エックス線CT診断装置の導入に当たり、その財源の一部として、当初、国民健康保険特別調整交付金を充てることとしておりましたが、病院事業局で補助率の高い補助金である令和3年度新型コロナウイルス感染症入院協力医療機関設備整備事業費補助金の交付決定を受け、これを財源に充てることから国保特別会計からの繰出金は不要となり、歳入歳出それぞれ440万円を減額するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これ、提案説明の中にもありましたが、全身エックス線CT診断装置の購入に当たって、この440万円の補助金の算出根拠についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険の調整交付金の中に、特別調整交付金というのがございます。これは、診療施設に対しての備品等の整備に充てるものでございますけど、基準額としましては1,320万円でございます。そのうちの3分の1、つまり440万円が交付されると——補助されるということでございまして、当初はこれを国保会計から美東病院のほうへ繰り出すという予定でございました。当初はそれでしたけど、今年度に入りまして、先ほど言いましたとおり、コロナの関係で率のいい補助金があるということで。

これ、当初予算の際に事業費等をお聞きしておりますが、大体4,790万円程度、機器がかかります。国保の場合は、先ほど言いましたとおり440万円でございましたが、このコロナのほうの整備事業の補助金は10分の10出るというふうに聞いておりまして、そういったことから、今回国保会計では——特別会計では減額ということ考えたものでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

総事業費が4,790万円ということで、大変いい補助金を見つけられて、大変よかったと思いますけど、コロナの場合は補助率はどのぐらいなるんですか。補助率の関係は。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

いろいろその事業によってメニューというものがあると思いますが、今回の機器の購入につきましては10分の10出るというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第59号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第60号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただければと思います。

このたびの補正につきましては、令和2年度の決算見込みの結果、発生いたします繰越金の基金への積立てなど、また、令和2年度事業の精算の結果、超過交付となっております過年度国県補助金等の返還に加えまして、地域支援事業を300万円ほど追加することに伴う国県市の既定負担分等を追加することに伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,852万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,814万3,000円とするものでございます。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧いただければと思います。

まず、3款地域支援事業費・3項包括的支援事業・任意事業費・2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございます。

説明欄002地域包括支援センター運営事業のうち、美祢東地域包括支援センター業務委託料を300万円追加しております。

現在、介護保険事業計画におきまして、美祢市の日常生活圏域を美祢地域と美



東・秋芳地域の2圏域に設定しておりまして、美祢地域では、市直営による美祢市地域包括支援センターを、美祢東地域には、美祢東地域包括支援センターを社会福祉法人豊徳会への委託形態により配置し、運営を行っておるところでございます。

地域包括支援センターの役割といたしましては、事業対象者及び要支援認定を受けておられる高齢者のケアプラン作成はもとより、高齢者の生活環境を取り巻く様々な問題等に対する相談業務を担っておりますが、美祢東圏域における相談件数等の増加への対応に加えまして、介護予防教室などの介護予防事業、また、在宅医療・介護連携事業など、より一層機動的に対応させていくために、福祉専門職人材——ケアマネジャーになりますけれども、その確保に要する経費相当分を追加するものでございます。

次に、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金でございます。

説明欄001介護給付費準備基金積立金といたしまして3,954万9,000円を追加しております。

これは、令和2年度の歳入歳出差引残額見込みから、国や県等への償還金等の調整を行った結果として、実質的な残額を基金に積み立てるものでございます。

次に、5款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金でございます。

説明欄001国庫支出金等精算償還金として597万2,000円を追加しております。

これも、令和2年度の介護保険事業に対する国県補助金等の精算の結果、介護給付費に対して、概算により交付されておりました補助金のうち、超過となったものを国や県に返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページにお戻りください。

3款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金の過年度分として544万8,000円、及び4款支払基金交付金・1項支払基金交付金・1目介護給付費交付金の過年度分として114万9,000円を追加しておりますが、これは、令和2年度における介護給付費の精算の結果、追加交付とされたものを過年度分として受け入れるものでございます。

次に、1款保険料・1項介護保険料・1目第1号被保険者保険料、及び5款県支出金・2項県補助金・2目地域支援事業交付金、及び7款繰入金・1項一般会計繰

入金・3目地域支援事業繰入金におきましては、歳出のほうで御説明いたしました地域包括支援センター業務委託料、これを300万円追加することに伴います被保険者、国県市が負担することとなる割合に応じた額をそれぞれ追加しております。

最後に、8款繰越金・1項繰越金・1目繰越金ですが、これは、令和2年度事業の決算見込みに伴います前年度繰越金といたしまして3,892万4,000円を追加しておりますのでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第60号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号字の区域変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） 議案第66号字の区域変更についてであります。

伊佐町伊佐及び東厚保町山中において、平成25年度より事業着手しております県営中山間地域総合整備事業 美祢地区（杉谷・山中工区）の圃場整備の面工事が完了いたしましたので、整備後の区画の確定測量に基づき、字の区域を変更する必要が生じました。

字の区域の変更明細書を御覧ください。

杉谷工区においては、整備前の土地、伊佐町伊佐字殿久1538番地の一部を、整備後に伊佐町伊佐字割田に変更するものであります。その下以降に記載している8筆につきましても、同様に字の区域を変更するものであります。

また、山中工区においては、整備前の土地、東厚保町山中字楠ノ木734番1地を、整備後に東厚保町山中字野中へ変更するものであります。

その下以降に記載している10筆につきましても、同様に字の区域を変更するものであります。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めらるものであります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 本当、圃場整備大変でございました。

これは、あれですか、もう字の変更というのは、工事が全部完了という、こういう理解でよろしゅうございますか。

○委員長（杉山武志君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度をめぐりに全てが完了をするように業務を行っておりますが、工事に関してということで、面的工事は先ほど申しましたように完了しております。しかし、補完工事を今現在行っている状況であります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第66号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案4件につきましても

審査を終了いたしました。

次に、その他となりますが、天井山風力発電事業（仮称）でありますが一について、執行部から説明がありますのでお願いいたします。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、天井山風力発電事業（仮称）になりますけれど、環境影響評価方法書手続について御説明をいたします。

長門市との市境に設置が計画されております天井山風力発電事業（仮称）につきまして、環境影響評価の手続が行われておりますので、その手続の状況について御説明いたします。

6月定例会での教育民生委員会においては、環境影響評価方法書について、山口県知事から本市に対し、環境保全の見地からの意見を求められましたので、5月18日付で市長の意見を提出したことを御報告しております。

その後、山口県においては、環境政策などの専門家で構成する環境影響評価技術審査会が開催されており、審査会での審査を経て、6月24日付で経済産業大臣への意見の提出がなされております。

県知事意見の主な内容といたしましては、事業者は、周辺住民はもとより、ジオパーク活動関係者など幅広い主体に対して、事業内容や環境への影響に関し、これまで以上に積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこととされています。

また、水環境についても、特に住民、地域住民等から強い関心が寄せられているため、事業実施前後の水環境の把握等の対応を検討するように求めています。

さらに、景観に関して、対象事業実施区域がMine秋吉台ジオパークエリア内であることから、詳細なフォトモンタージュを作成した上で、関係者、関係自治体等と十分に協議し、その意見を適切に反映することとされています。これを受けて、経済産業省においては、専門家による審査を経て、7月16日付で事業者に対する勧告が発出されております。

それでは、ちょっと経済産業大臣勧告を通知しますので……。

ただいま経済産業大臣勧告のほうを通知いたしましたが、この勧告では、市長意見や県知事意見が尊重され、名水百選である別府弁天池湧水をはじめとする湧水に関し、道路工事等に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこととされております。

この経済産業大臣勧告をもって方法書の手続は終了となります。

今後の予定といたしましては、事業者が方法書及び大臣勧告等に基づき、環境への影響について調査、予測及び評価を実施し、環境影響評価準備書を作成することとなります。

準備書につきましては、令和5年中の公開を考えていると事業者から説明を受けております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） ただいま説明を受けましたが、委員の皆様から質疑があればよろしく願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） では、そのほか委員の皆さんから所管事項について何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時17分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月22日

教育民生委員長